

日本貨物鉄道株式会社防災業務計画

Ⅲ 東南海・南海地震及び

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震編

平成 19 年 4 月

日本貨物鉄道株式会社

目 次

第1章	総 則	
第1節	目 的	1
第2節	実施の方針	1
第2章	防災体制の確立	
第1節	地震発生及び津波警報発表時の対応体制の整備	1
第2節	施設の整備	1
第3節	津波に関する情報の連絡等	2
第4節	津波警報発表時の列車運転取扱い	2
第5節	防災訓練の実施	2
第6節	防災上必要な教育	2
第7節	防災資機材の整備等	2
第3章	地震発生または津波警報発表時の対応	
第1節	地震・津波に対する災害対策本部の設置	2
第2節	非常参集要員の参集	3
第3節	地震・津波に対する情報の収集及び連絡	3
第4節	列車の運転等	3
第5節	社員等の安全確保	3
第4章	災害復旧	
第1節	災害復旧実施の基本方針	3
第2節	災害復旧計画及び実施	3

第1章 総 則

第1節 目 的

この東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震編は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項」並びに「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項」に基づき、日本貨物鉄道株式会社（以下「当社」という。）が地震・津波の防災上実施する災害予防、地震・津波応急対策等に関する事項を定めたものであり、列車の安全及び社員の安全確保並びに発災後の輸送の早期確保を図ることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、第1節の目的を達成するため、第2章以下に掲げる対策を更に深度化し、訓練等を通じてこの計画に基づいた関係者の即応体制の確立を図るとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

なお、推進地域内の関係地方機関における具体的な対策については、各関係地方機関の長が定める地震・津波防災に関する計画により実施するものとする。

第2章 防災体制の確立

第1節 地震発生及び津波警報発表時の対応体制の整備

地震・津波防災対策本部に関係する本社内各長及び関係地方機関の長（以下「社内各長」という。）は、地震発生及び津波警報発表時の対応体制を整備するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 地震発生時、津波警報発表時及び襲来時における情報の連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 地震・津波防災対策本部の組織及び任務等をあらかじめ整えておくものとする。
- (3) 被災後の復旧作業を実施するにあたり、必要な要員を確保するための参集体制を整えておくとともに、参集後の各人の役割をあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 前各項の連絡体制、組織の役割、任務及び運営に関する事項については、Ⅱ東海地震編に準じる。

第2節 施設の整備

- 1 地震・津波防災応急対策を実施するため、必要な情報連絡設備等の整備を行うものとする。
- 2 その他施設の整備
鉄道施設等の地震に対する安全性の強化及び耐震化を図るものとする。
- 3 線路に近接する施設等の整備
線路沿線の施設等（こ線橋、線路近接建造物等）の落下及び倒壊による線路被害の防止

を図るため、被害発生のおそれのある施設等の管理者に対し、施設整備を早急に実施するよう要請するとともに、関係行政機関及び関係地方自治体等に対し、施設整備の指導並びにその推進を要望するものとする。

第3節 津波に関する情報の連絡等

災害応急対策の実施に必要な津波警報等の情報連絡がすみやかに行なわれるよう、社内関係機関はもとより、関係行政機関及び関係地方自治体等との情報連絡経路をあらかじめ定めておくものとする。

第4節 津波警報発表時の列車運転取扱い

津波警報発表時の列車の運転取扱い方法について関係鉄道事業者と調整のうえ、あらかじめ定めておくものとする。

第5節 防災訓練の実施

関係社員に対して、地震・津波防災応急対策など、必要な訓練を行なうものとする。

なお、地方自治体等が実施する総合共同訓練にも積極的に参加するように努め、防災に関する知識の習得並びに技能の向上を図るものとする。

第6節 防災上必要な教育

関係社員に対し講習会、説明会の開催等により、次の各号に掲げる事項について必要な教育を行なうものとする。

- (1) 予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (3) 地震・津波防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (4) その他必要な事項

第7節 防災資機材の整備等

1 防災用品の整備

社内各長は、発災時に備え、必要に応じて保存食料、飲料水及びその他の必要な用品等をあらかじめ備蓄しておくとともに、それらの点検・整備を行なうものとする。

2 復旧用資機材の整備

応急復旧用資機材等の配備状況を点検・整備の上、必要に応じて増備をはかるものとする。

第3章 地震発生または津波警報発表時の対応

第1節 地震・津波に対する災害対策本部の設置

- 1 地震発生または津波警報発表時には、災害対策本部を設置し、列車の運転規制の手配及びそれに付帯する駅及び構内、建造物の状況等の情報収集並びに連絡等の緊急業務を行な

うものとする。

なお、本社災害対策本部は本社ビル内に設置するものとする。

- 2 本社災害対策本部を設置したときは、関係行政機関にその旨を報告するものとする。

第2節 非常参集要員の参集

社内各長は、あらかじめ発災時の非常参集要員を指定し、発災時には原則として勤務箇所に直ちに参集させるものとする。

第3節 地震・津波に対する情報の収集及び連絡

- 1 地震・津波の情報収集及び連絡を行なうため、必要な通信回線等の確保に努めるものとする。
- 2 災害対策本部は、発災後の列車運転状況等の情報収集に努め、必要により関係行政機関等に報告するものとする。

第4節 列車の運転等

- 1 津波警報を受領した場合、津波が到達する予想区域内には原則として列車を進入させないものとする。
- 2 津波が到達する予想区域内を走行中の列車は、すみやかに区域外に進出させるものとするが、津波到達までに時間的余裕のないときは、最寄り駅に抑止し、関係社員を避難させるものとする。
- 3 列車の運転再開は、関係旅客鉄道会社と打合せのうえ、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行なった後に行なうものとする。

第5節 社員等の安全確保

発災時において推進地域内に勤務する社員等に対する安全確保をはかるため、避難指示、誘導方法及び避難場所等をあらかじめ定めておくものとする。

第4章 災害復旧

第1節 災害復旧実施の基本方針

防災業務計画（I一般編）第5章第1節に準ずる。

第2節 災害復旧計画及び実施

防災業務計画（I一般編）第5章第2節に準ずる。